

この要項は、長野県ゴルフ協会女子強化研修会に関することを定める。

1. 名称

本会は長野県ゴルフ協会女子強化研修会と称する。事務局を長野県ゴルフ協会内に置く。長野県ゴルフ場連盟の後援を得て、加盟ゴルフ場の協力を得る。
事業および会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

2. 目的

長野県の女子アマチュアゴルフ選手層の拡大とレベルアップを図り、切磋琢磨する機会とするとともに、女子ゴルファーの底辺拡大に結び付ける。また、会員相互の親睦とゴルフ技術および人格の向上を図るとともに、会員はゴルファーのエチケット・マナーの模範となることを目指す。

3. 会員

会員は長野県内に在住、勤務する女子。県出身で国スポ「ふるさと選手」の資格をもつ中学生以上のアマチュア選手と、幹事会が特別に認めた者、会員の推薦ある者。会員はスムーズな運営に協力する。

未加入の者が会員の紹介によりオブザーバーとして研修会に参加することを認める。

4. 総会

総会は、年度当初の研修会時に開催し、会計報告、運営に関する諸事項を諮り、出席者の過半数で決定する。また、役員を選任する。要項の改定は総会に諮る。

事情により総会が開けない場合は、下記役員による役員会で総会審議事項を決定し総会に代わる書面審議に付す。書面は会員の過半数の回答で有効とし回答の過半数をもって決する。

5. 役員

東信・南信・北信・中信の4地区毎に地区代表幹事、副代表幹事各1名を総会で選任する。各地区に代表幹事の指名により若干名の運営委員をおくことができる。相談役として、歴代代表幹事、副会長に委嘱することとする。

会計を明らかにするため、監事をおき、会計監査を行う。

役員の任期はいずれも2年とし再任を妨げない。

6. 登録

会員は、毎年度当初に地区幹事を通じて登録する。前年の登録会員には参加について確認する。

7. 会費

年2,000円とし、会の運営費用にあてる。会員は事務局へ直接振り込む。

オブザーバーの会費は別途定める。

但し、2024年度は年会費を徴収せず、研修会開催ごとに参加料一人500円を納入

する。

8. 研修会

日本ゴルフ協会ゴルフ規則および会場ゴルフ場のローカルルールに従い、18 ホールストロークプレーを行う。悪天候などにより全員がホールアウトできなかった場合は 9 ホールにより順位を決定する。

参加申し込み者が12人に満たない場合は中止とする。また、当日参加者が10人に満たない場合は研修会不成立とする(個人としてプレーできるが表彰のポイント対象外)。

9. 開催会場

その年の主要女子競技会(関東女子倶楽部対抗予選、レディース地区対抗、県女子アマチュア選手権)の会場に依頼し、年3回以上開催するほか、国スポ予選会場など代表幹事会が特に必要と認めた会場で開催する。

10. 表 彰

各回表彰を行わない。各研修会の1位から10位までの入賞者(9ホールで終了の場合は各ハーフ5位まで)に細則で定めるポイントを与え、年間総合表彰は各回のポイント合計に基づき行う。賞品については財政状況に鑑み第3回までに基準を決定する。

同ポイントの場合は年長者を上位とする。皆勤者には敢闘賞を贈る。

オブザーバーは表彰対象にしない。

11. 慶 弔

現在から前年までさかのぼる会員本人に不幸があった場合、香典5,000円を「長野県女子強化研修会一同」名で支出する。お返しは不要とする。

12. 財産処分

本会が解散するときは、残余財産は県内ジュニアゴルファーの育成資金として長野県ゴルフ協会に寄付する。

本要項は、平成21年4月1日から適用する。

平成22年4月1日改定

平成23年4月26日改定

平成29年4月26日改定

令和4(2022)年5月改定

令和6(2024)年5月改定

《細則》

① 表彰 表彰基準を別途定める。

② オブザーバー制度

多くの人に参加を促すため研修会を見学し雰囲気を経験してもらう制度。地区役員を通じて事務局に連絡する。オブザーバーの参加費は1回500円とし、ゴルフ場を介して納入するか、事務局に直接振り込む。オブザーバーは紹介会員と同組でラウンドすることができる。表彰対象としない。

③ ドレスコード、マナー

・ゴルフ場のドレスコードは最低限遵守してください。クラブハウスへの入退場はブレザーを着用(盛夏時は除く)し、館内では帽子やバイザーを被らないこと。

・Play fast を全員が心がけ、前の組に遅れないように。昼食休憩後のラウンドはマスター室の指定時間より早めにティインググラウンドに着き、打てる状態になったらプレーを始めること。

・自ら作ったディポット跡、ピッチマークを直すのは当然。他人が作って放置されているものも積極的に直しましょう。目土袋は必携です。

・その他、プレーヤーの行動基準に照らして研修会の目的にそぐわない言動があった場合は会員資格を取り消すことがある。